

鄒平伏生墓について

伊藤裕水

【要旨】

五經の一つである『尚書』を、秦の焚書坑儒による亡佚の危機から救ったのが、もとの秦の博士である伏生である。その伏生の墓が、山東省鄒平市の韓店鎮と魏橋鎮の二箇所に残されている。筆者は、昨夏その二箇所の伏生の墓を訪問する機会を得た。その際に、韓店鎮と魏橋鎮の二箇所の伏生墓の現況について調査を行った。韓店鎮と魏橋鎮はそれぞれ、舊鄒平縣と舊齊東縣に屬しており、訪問調査の結果と合わせて、歴代の『鄒平縣志』および『齊東縣志』に記載されている伏生墓に関する記述を確認すると、舊鄒平縣である韓店鎮の伏生墓は元代まで、舊齊東縣に屬する魏橋鎮の伏生墓は清代までその存在を確實に遡れることがわかり、ほんとうの伏生墓がどちらであるのかについて議論が存在していることがわかった。

そこで、傳世文獻に記載される兩墓についての議論の跡をたどり、歴代の學者たちによってどのような考證が行われ、それに基づきどのような議論が行われてきたかについて、その論點について整理を行なった。その整理の結果、『水經注』『太平寰宇記』『齊乘』などの諸書に記述される伏生墓と河川との位置關係が、鄒平伏生墓（韓店鎮）と河川との位置關係と異なることが問題とされていた。つまり諸書に記される、溧水が東朝陽縣の南から東に向かい伏生墓の南を流れ、さらに東に流れて鄒平縣の北を流れる場所に位置するということを、鄒平伏生墓（韓店鎮）が満たしていないということが最大の論點であった。一方、齊東伏生墓（魏橋鎮）については、位置關係については齟齬がないが、その發見の過程において、證據となる碑が古いものではなく偽造であるとの疑いの存することがわかった。その碑は現在所在がわからないが、その記述される特徴からいわれる北碑の流れに屬する碑であると考えることができようである。

これらのことを合わせて考えると、どちらかを眞墓と認定する必要があるのであれば、齊東伏生墓（魏橋鎮）のほうが有力であり、鄒平伏生墓（韓店鎮）は伏生の故郷に作られた衣冠墓であると考えることが穩當であろう。ただし、どちらも秦火から『尚書』を救い後世に傳えた大人物である伏生の功業を傳えるものであり、文化的價值は全く變わるものではない。

鄒平伏生墓について

伊藤 裕 水

はじめに、

周知の通り、五經の一つである『尚書』は、焚書坑儒に際して一度亡びかけている。その『尚書』が亡びる危機から救ったのがもとの秦の博士の伏生である。伏生は、焚書坑儒にあたり『尚書』を壁藏し、楚漢戦争を経て、漢代に入ってから隠していた『尚書』を取り出し、齊魯の間で教授した。^一

このような功績は「考尚書出於伏生壁藏、又口授其義、始有今文二十八篇顯於世。及孔壁得古文書、孔安國以今文讀之、其無今文可證者凡十六篇、竟不能讀、又無能注者、謂之逸書、存於故府。……是漢無伏生則尚書不傳、傳而無伏生亦不明其義。」(考ふるに尚書 伏生の壁藏より出で、又た其の義を口授し、始めて今文二十八篇の世に顯はるる有り。孔壁に古文の書を得るに及び、孔安國 今文を以つて之れを讀み、其の今文もて證す可き無き者凡そ十六篇、竟ひに讀むこと能はず、又た能く注する者無し、

之れを逸書と謂ひ、故府に存す。……是れ漢に伏生無かりせば則ち尚書傳はらず、傳へて伏生無かりせば亦た其の義を明らかにせず。)「^二と後世に稱されるものである。

その伏生の墓所と傳えられるものが、現在の山東省鄒平市の二か所に殘されており、『鄒平縣志』には一方を伏生祠、一方を伏生墓と記述する。^三筆者は昨夏その伏生の墓を訪れる機會を得た。本稿ではその伏生墓について、はじめに現状と沿革を確認し、次に兩墓に對する議論について整理を行い、それに基づいて簡潔に考察を行いたい。

一、鄒平市韓店鎮・伏生祠墓の現況

現在の山東省鄒平市韓店鎮蘇家村の西・東言禮村の東に位置する。韓店鎮はもとの鄒平縣にあり、以下鄒平伏生墓と稱することとする。

永らく人の手が入っておらず荒廢した状態であったが、二〇二三年四月下旬から六月十四日にかけて重修さ



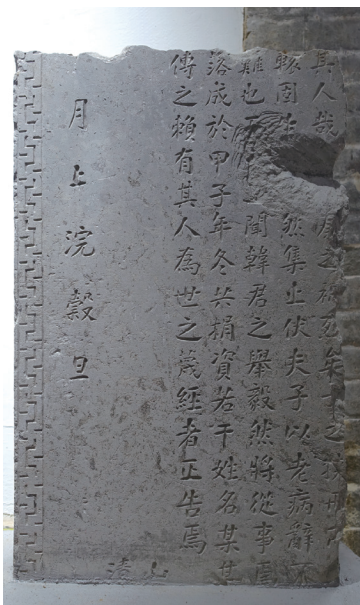
伏生墓・伏生祠 位置関係

れた。山東省の文物に指定されており、今回新たに建て替えたわけではなく、現状を残したまま補修されている。

現在、重修された祠堂は大殿（残）・夾室（残）・西配殿・東配殿（残）・東側門のほかに、墓土・壘頂の跡が残されている。殿内には、四つの残碑（附圖①②③④）が残されている。これらの残碑は全て異なる碑の残碑である。この残碑四石は、今回の重修に關わった韓本秀氏によれば、前世紀の間に民間に流れて、家屋の基礎などに轉用されたものを、今回の重修に當たつてなんとか探し出したものだという。

①の碑には、甲子という紀年があり、④の碑には寄付者と寄付金額が記されているが、そのなかに「山東督辦張宗昌捐洋壹千元」との文字が見える。張宗昌が山東督辦にあつたのは一九二五年四月二十四日から一九二八年四月三十日の期間^四であり、その間に寄付がされたことがわかる。おそらくはこの寄附は張宗昌の儒學振興の一端として伏生祠に對して行われたと考えられる。ただし、①の碑の「甲子」は張宗昌が山東督辦となる前年の一九二四年を指しており、張宗昌の着任以前に始まつた重修が、張宗昌の在任中にその寄付を得て、重修がなつたとするのが妥當であろう。つまり、今回の重修はすくなくとも九十五年ぶりの修補となる。

①



其人哉
輟固生
難也
落成於甲子年冬共捐資若干姓名某某傳之賴有其人為世之蔑經者正告焉

月 上 澆 穀 旦

清 山

②

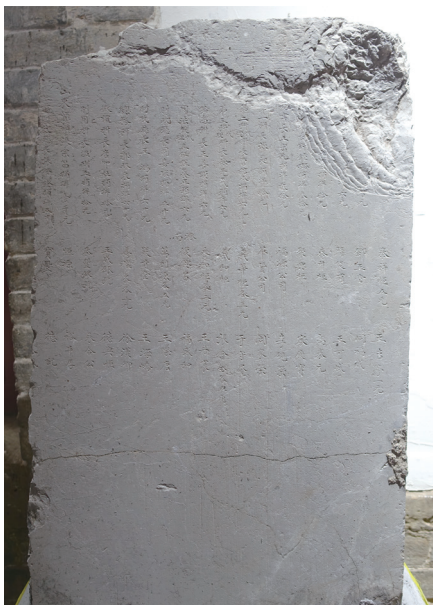


矣而濟南鄒平城東十八里為夫子
代孫伏敬祖世襲五經博士奉其
丑之春及冬而竣規制廣狹一仍
為備夫有功德於民則祀之重
之心為不可忘用永於石以視來

③



④



二、鄒平市韓店鎮・伏生祠墓の沿革

二〇二三年に行われた重修と現状について簡単に確認してきたが、この韓店鎮の鄒平伏生祠墓の沿革について、順治および民國『鄒平縣志』によって確認していきたい。

伏生祠は元の至順二年（1331）に重修されたと記される。〔順治〕鄒平縣志』に載せる、張起巖の記には次のように記す。

惟鄒平以其郷、獲私展其敬、既列祠縣學、又即墓建祠、其趨向可知也。今曹尹復能崇墓葺祠、俾邑人益知、有以景行前哲而進于學、于以化民成俗、是真能舉其職矣。

惟れ鄒平 其の郷たるを以て、私に其の敬を展するを獲、既に縣學に列祠し、又た墓に即きて祠を建つるは、其の趨向知る可きなり。今 曹尹復た能く墓を崇び祠を葺し、邑人をして益ます知らしめ、以て前哲を景行して學を進め、于此に以て民を化し俗を成す有り、是れ真に能く其の職を舉ぐ。

つまり、少なくとも至順二年以前にはすでに建てられていたことがわかる。その後、至正十五年（1355）に伏生書院を伏生祠に附した^五。

明代にはいると、正統十四年（1449）・嘉靖二年（1523）、九年（1530）に重修された。萬曆年間に天下の書院を

廢した際に、伏生書院を廢した^六。すなわち二百二十五年間で廢されたこととなる。また崇禎年間に張延登が彫らせた伏生授經圖碑があり、吳道子の繪を模刻したものであるという^七。

清代には、順治十五年（1658）、康熙二十五年（1696）、嘉慶二十二年（1817）に重修されている。^八

この伏生祠の殿内の様子について、順治十四年に訪れた施閏章は「重修伏生祠記」（『學餘堂文集』卷十一）に次のように記す。

余至見其像、修眉豐額、垂旒秉圭、如古侯王。幼女及鼂錯皆侍側。壁上畫當日授書、狀如平生。余至りて其の像を見るに、修眉豐額、旒を垂らし圭を乗り、古への侯王の如し。幼女及び鼂錯皆な側に侍す。壁上に當日の書を授くを畫き、狀は平生の如し。

近代の外國人の記録の韓店鎮の鄒平伏生墓への訪問紀錄には、田中逸平氏の「伏生墓を弔ふ」という一文がある^九。大正十年にものされたもので、大正十年十月一日に鄒平の伏生墓を訪れた記録であり、次のように記されている。

墓は墳塚高一三尺許、圓錐形の底邊周五丈餘、南面一碑を立つ、康熙初年の者、伏夫子墓と刻す。左右



韓店鎮・伏生墓

各三碑を立つ、元至正以前の者なし。祠廟は墓の南にあり、大門伏夫子祠の額を掲ぐ、享殿荒廢今重修中なり、經學淵源の額及明人の題詠を存す。正殿改修新に成り、内に伏夫子塑像丈餘の者を安じ、先賢伏夫子神位の木主を置く。右側に小女の立像あり、即ち伏老の女にして、鼂錯の爲めに通譯したる人、功鉅傳經の四大字を掲げ、「天遺一老作功臣、道備六經宏聖統」なる明人の對聯を掛く。門扉に「開經學之先乘氏宗封儀表千秋光廡序。爲濟南交獻之首世家新立恩綸萬古煥梁鄒」の聯を觀る。正殿の左側別に小祠を設く、鼂太常祠と爲す、内に錯の塑像及神位を安置す。案ずるに伏生の祠堂の制あるは宋以後にあるが如し。東廂は即ち學堂、主人慶紳君講學待客之處、凡上古書推積、明版經書類多きを看る。

大正十年に「正殿改修新に成り」ということから、一九二二年には正殿については重修が成つていたこととなる。張宗昌の寄付と合わせて考えると、その餘の殿宇の重修が張宗昌の時に完成したのであろう。

祠内の様子についても変化があり、施閏章が訪れたときは、伏生の塑像のほかに「幼女」と鼂錯の塑像が置かれており、壁上には伏生の傳業の様子が描かれていた。田中氏が訪れたときには「正殿の左側別に小祠を設く、

龜太常祠と爲す、内に錯の塑像及神位を安置す。」とあるように、夾室に移され獨立したものとなっている。

また、『山東古蹟名勝大觀』鄒平には「漢伏生故里碑」が寫真とともに記述される。その文に「縣城東北十八里、有伏生祠、其墓在焉。蓋伏生故里也。」とする。また、王兆曾の描いた「梁鄒三十二景圖」伏墓林煙に清末の伏生墓の様子が描かれ、様子を窺い知ることができる。

三、鄒平市魏橋鎮・伏生墓の現況と沿革

現在の山東省鄒平市魏橋鎮塚子村袁家塚子の西側に位置する。魏橋鎮はもとの齊東縣にあり、以下齊東伏生墓と稱することとする。

現在は、碑が二つ(⑤⑥)残されているのみである。注意して見ると、碑の周囲がやや高くなっているが、注意してみなければわからない程度しか残っていない。

残された兩碑には、それぞれ「民國齊東縣志」にどちらも「重修伏徵君墓碑」として記載されている。

この⑥の宮耀月の碑文から、齊東縣の伏生墓は、もともと寄駕冢という名で、唐王が東征の際にここに立ち寄ったことからその名があり、そこには泰山行宮が建てられていた。しかし、宮耀月が村人による由來をたづね

たところ、村人は伏生の墓であると答えたことにより、泰山行宮を移したうえで、伏生祠を修建したということである。

また、⑤の柳文洙の碑文によれば、咸寧から同治の間に、明人の建てた碧霞元君祠を重修する際に、墓のあなから古器と「漢徵君伏生墓」等の字が書かれた斷碑が出現し、伏生墓を修復しようとしたが、資金繰りに問題があり取りやめとなった。しかし宮耀月がこの地を訪問し、請願を受けて碧霞元君祠を遷し、伏生祠を修建した、というものである。

この兩碑を合わせて考えると齊東伏生墓の發見の流れは、寄駕冢には泰山行宮もしくは碧霞元君祠^二を重修する際に、斷碑が出現し、寄駕冢が伏生墓であったことがわかり、そのことを宮耀月が聞いたことにより伏生祠を修建した、という流れである。

この伏生墓からの斷碑の發見については『宣統』山東通志・疆域志・山川・濟南府・齊東縣にも次のように記される。

伏生墓即縣西南之寄駕冢。同治間河決、冲出漢徵君伏生冢石刻、字類六朝人書亦可證也。

伏生墓即ち縣西南の寄駕冢なり。同治の間河決し、漢徵君伏生冢の石刻を冲出し、字は六朝人の書に類





〔齊東縣西南三十里有朝陽古城俗〕
 〔生為乘氏伯建祠於今鄒平縣治東〕
 〔宋以後之鄒平又狃於祠在是墓必〕
 〔之表章者明人建碧霞元君祠於〕
 〔道光初太倉時君銘為齊東令擬〕
 〔固制斷碣殘蝕猶可辨為漢徵〕
 〔古蹟邑人以是請遂即購地遷〕
 〔之復添建饗堂祠宇圍植柏〕
 〔伏生墓之所在復親歷瀑水〕
 〔以鄒平人而力辨鄒伏墓之〕
 〔大夫竟能相於有成亦可見〕

〔名魏王城城東五里有甜水莊古名皇辛莊漢伏生墓在焉地於趙宋屬鄒平宋咸平時封〕
 〔北十八里距墓尚遠至元析鄒平地置齊東祠墓遂分屬兩縣後人不攷沿革既誤求伏墓〕
 〔在是輾轉傳偽均謂墓在鄒平而齊東之邱壠見於水經注寰宇記諸書轉無人核其實而〕
 〔墓上遂使異神逼處每當春秋報賽醮資演劇婦孺沓至勢極喧囂往迹沈霾歷有年所邑人〕
 〔遷廟修塚未及舉事而已受代去又云咸同間重修元君祠墓基有陷者見其中有瓦甃器〕
 〔君伏生墓等字邑人診驗得實鳩衆修復無資而止光緒丙申山右宮君耀月來蒞此邑下車訪〕
 〔君伏生墓等字邑人診驗得實鳩衆修復無資而止光緒丙申山右宮君耀月來蒞此邑下車訪〕
 〔廟擇吉興辦莫不樂從是役焉遷廟之後又復多方籌畫集鉅資於墓四面築土台砌花牆以〕
 〔柳二百餘株景物迴環氣象一新所以妥神靈而昭勝蹟也嘉慶初鄒平成翁園先生據鄆注樂記〕
 〔道定魏王城〕
 〔奇駕塚為徵君墓臚舉五證載於所著日札中先生好古敏求所攷核既極精詳且〕
 〔天實其立言為不誣也先生訪墓之時距今數百年矣殷殷然以表章古迹望後之君子而齊東賢〕
 〔先儒之道範晦而必顯其所感召者自有真也豈非千古之盛事哉余故樂為之記〕

〔銜〕分省補用道濟南柳文洙撰 己丑恩貢候選教諭趙家麟書丹

五 年 桂 月 中 旬

穀

缺けている部分については、『(民國)齊東縣志』藝文志・柳文洙「重修伏徵君墓碑」によつて補つた。



萬古流芳

伏生墓序

嘗攷帝典王謨載於尚書當秦焚之後猶能斷而復續得以至今存者則伏生之功大矣伏生已往吾不能見古往蹟博採傳言以為鄒平縣有伏生塚攷之各書均有未合或曰此疑塚也吾將安往而識其真也丙申春服官鄉路經寄駕塚偶憇焉徘徊瞻望見一塚上有廟問之鄉人一人拱立而言曰泰山行宮問其塚曰寄駕塚何謂唐王征東寄駕於此故以寄駕名自寄駕之名出人遂不復問其塚之所由来問何謂也曰此先儒漢徵君伏生之心焉異之曰伏生墓乃在斯乎及返而考諸水經注廣輿記寰宇記大清一統志諸書歷歷稽之不爽焉噫向懷者今何幸而竟獲一見也然泰山行宮之設未知創於何年始於何人為泰山行宮計誠至矣尊矣其如伏生尚書遇秦火道之厄伏生續尚書墓為泰山行宮所壓亦道之厄也凡在吾徒念及此曾不能以寢食安是以邑遷建各前縣甚然其言而卒以無歎遂輟余也忝任斯邑是即余之責也適貢生劉紳恩瀛以是稟遂邀各紳董籌款維艱必待歎備知在何年輾轉思維惟有先其所急而後積漸以成之遂乃悉心籌計僅得庫存文廟枯樹十有奇寥寥何補適有孫生玉蘭者家非富厚慨然引為己任遂出家資數百尅日興工自來盛事之成有開必蘭之謂乎斯時也士民歡騰相與趨事赴功謹將泰山行宮別擇地於墓之東南而遷建焉既遷之後邱壘殘缺是而先儒之芳徽得以昭著於人間而偉然獨尊殆不啻千百年道中之劫一旦而脫然矣所謂先其所急也然砌花牆添建饗堂祠宇皆宜次第以圖也計其歎幾經籌畫已有成數復經衆紳董不殫勞瘁分勸各鄉量力捐紳復能和衷共濟一鼓作氣歎不虛糜工鮮草率不數旬而告厥成功焉迴憶初心尚不料事之竟成如此也殆為者而氣象之維新巍然與日星河獄而並著是蓋千秋道範之晦顯一轉機也是為序

翰林院庶吉士知齊東縣事宮耀月立

廩生馬惠錄書

監修

武 生路肇河 鄉飲資石允資
附 生劉恩瀛 增 生王殿聲
廣 生劉恩瀛 廣 生張樹桂
附 生魏釋清 武 生張允魁
武 生馬廣任 劉 生

光緒二十三年荷月

缺けている部分については、『(民國)齊東縣志』藝文志・宮耀月「重修伏徵君墓碑」によつて補つた。

〔人竊嘗遐稽〕
〔來齊因公赴〕
〔寄駕日俗傳〕
〔墓也余聞之〕
〔之往復於中〕
〔將何以堪也〕
〔神前已屢請〕
〔集議興工惟〕
〔先其孫生玉〕
〔重加修葺至〕
〔圍著土台上〕
〔助而在工各〕
〔有莫之為而〕



永垂不朽

前邑侯時 銘字香雪江蘇大倉州嘉定人嘉慶年間進士初到任即□天文志漢書一統志皇興考山海經水經注廣輿記太平寰宇記大清一統志元和郡縣志考核詳明寄駕塚原係漢伏生真墓後梁武帝為君十四載帝崩因之在此會仙鄉窪內葬東至由此寄駕始名寄駕塚漢制伏徵君塚內有四門亦有四至侯意欲修整建立義學乃未及舉旋已撤任臨行痛哭為伏生墓流連數日有詩為證

黃花泛酒照深厄折柳筵前有所思此去休拋臨別淚他年或有再來時登城莫辨朝陽市適墓誰修伏生祠知否為君無賴甚夕陽影裏颺鞭絲

調伏生墓詩

壘頭何處禁樵薪欲莫椒酒迹已湮舊塚尚然今異古遺經那不偽淆真千年水道滄桑變前代黃冠俎豆新莫怪臨歧還躑躅下官原是受書人

又詩

東皋居士

偉哉伏夫子高風緬漢初艱危兵火際獨抱前王書漢皇初向學古策久闕如皇皇天子使受業來茅廬有女雖非男乃能傳典謨身隨大化盡道與天壤□松柏晚蕭蕭曠代歎鴻儒由來多古意再拜漫踟躕

方定墳地

南北可六十八畝東西可六十六畝八分計地大畝六畝三分零八墳前東西地大畝一畝一分九釐三毫長可五十三畝七分橫可十墳西南東西地大畝二畝一分四釐五毫一系長可八十二畝三分二分六釐二毫五系西橫可二十畝零二分七釐二毫五系東至頂至張克公北至劉璿坤墳西南北地大畝一畝零五釐長可二百二十畝北橫可三畝二分五釐零八系東至趙振珏西至王清嶺南至橫頭北至大

凡各莊所捐錢文城內考棚簿施名錢數因此處與考棚共用亦於名下總記其數其有紳士所捐銀棚碑碣者專歸伏生墓用三官廟圍寺六莊捐磚三千

するも亦た證すべきなり。

つまり、伏生墓はじつは齊東縣の寄駕塚がそれであり、同治年間に黄河が決壊し六朝のものとおぼしき漢徵君伏生塚という石刻が現れたということである。この石刻については『(民國)齊東縣志』藝文志・叢談・伏塚疑碑に詳しい記述があり、あわせて疑義が呈されている。その疑義については後で見ることとして、ここではその詳細を見ておきたい。

查山東通志載有伏生塚碑。於同治十三年齊東縣西南鄉二十五里寄駕塚碧霞元君祠下，出土有正書字徵君伏生塚六字共一行，字字經三寸弱，徵君五字經四寸不等。邑人孟茂才拓文，呈前撫丁文誠，擬求移祠修墓。值文誠移撰川督事，不果行，碑亦旋失。

山東通志を查ぶるに載せて伏生塚碑有り。同治十三年齊東縣西南鄉二十五里寄駕塚碧霞元君祠下に於いて，出土して正書字徵君伏生塚六字共一行有り，字字經三寸弱，徵君五字經四五寸等しからず。邑人孟茂才文を拓し，前撫丁文誠に呈し，擬して祠を移し墓を修するを求む。文誠の川督事に移撰するに値りて，果たし行はれず，碑も亦た旋まち失はる。

つまり、寄駕塚の碧霞元君祠の下から同治十二年(1874)に碑が出土し，そこには「字徵君伏生塚」の六字が一行



魏橋鎮・伏生墓

で書かれており、孟繼和が拓本を當時の山東巡撫丁寶楨に献上し、墓を修建しようとしたが、丁寶楨が四川へと移ったために果たされずに原碑も失われてしまったということである。

碧霞元君の廟があつたという記述については、じつさい、伏生祠の遺物に太極八卦圖を象つた煉瓦があり^二、同治年間に宮耀月が伏生祠を修築した際に、碧霞元君の廟を改装するかたちで使用していたであろうことが推される。

『山東古蹟名勝大觀』齊東には、漢伏生墓が寫眞とともに記録され、「墓在縣何處，原片未經註明。鄒平伏生故里言祠與墓咸在。古人遺蹟往往互見數縣。如此墓者，鄒平齊東均有，現已無從徵其真偽矣。」^三という。齊東の伏生墓については、鄒平の伏生墓と異なり、現在遺蹟が完全に残つておらず、この寫眞が唯一の齊東伏生墓の姿を伝えるものである。

この魏橋鎮の伏生墓には墓守りが存在する。墓守りを受け繼いだ范廷德氏によれば、民國以降も魏橋鎮の伏生墓は潘氏によつて管理されており、范廷德氏の姑父にあたる四代目の潘秀昌氏のとくに動亂期を迎えた。解放前には、潘秀昌氏は解放軍に参加したが、文革期に造反派により反革命の地主と見做され、墓と祠は全ての建築物

が壊され、墳丘はならされ平地となり、樹木も綺麗さっぱりと切りたおされてしまったという。

四、鄒平伏生墓への疑念

上述の通り、清代にあらたに齊東の伏生墓が「發見」されたことにより、鄒平と齊東二か所の伏生墓のどちらが眞の伏生墓かということが議論となる。しかしその實、鄒平の伏生墓については、齊東の伏生墓の同治年間の發見以前に疑念が持たれている。どのような議論が行われてきたかを整理してみたい。

まずは議論となる以前の伏生墓に關する記述を確認しておきたい。

『水經注』河水には次のようにある。

溧水東南，逕東朝陽縣故城南。……溧水又東逕漢徵君伏生墓南，碑碣尚存，以明經爲秦博士。秦坑儒士，伏生隱焉。漢興，教于齊魯之間，撰五經尚書大傳，文帝安車徵之。年老不行，乃使掌故朝錯受尚書于徵君，號曰伏生者也。溧水又東逕鄒平縣故城北，古鄒侯國，舜後，姚姓也。又東北逕東鄒城北。

溧水東南して，東朝陽縣故城南を逕。……溧水又た東のかた漢徵君伏生墓の南を逕，碑碣尚ほ存す，明經を以て秦の博士と爲る。秦儒士を坑するに、

伏生隠る。漢興るに、齊魯の間に教へ、五經尚書大

次のように言う。

傳を撰す、文帝安車もて之れ徵す。年老いて行かず、乃ち掌故朝錯をして尚書を徵君に受けしめ、號して伏生と曰ふ者なり。漯水又た東のかた鄒平縣故城の北を逕、古鄒侯國にして、舜の後、姚姓なり。又た東北のかた東鄒城の北を逕。

『太平寰宇記』齊州・臨濟縣には次のように言う。

伏生冢、在縣朝陽故城東五里。按尚書傳濟南伏生、按地理志濟南郡、是此也。

伏生冢、縣の朝陽故城東五里に在り。尚書傳を按ずるに濟南伏生と、地理志を按ずるに濟南郡と、是れ此れなり。

また『齊乘』卷之六・人物・漢には次のように言う。

伏生、名勝。○濟南人。墓在朝陽故城東五里。見水經。伏生、名は勝。○濟南の人。墓は朝陽故城東五里に在り。水經に見ゆ。

今引いた、『水經注』『太平寰宇記』『齊乘』の伏生墓についての記述を巡って議論が行われるわけであるが、どのような議論が行われてきたのか、その痕を追ってそれぞれの論據を整理してみたい。

管見の及ぶ限り、最初に鄒平の伏生墓に疑問を呈したのは周嘉猷である。周嘉猷のものした『齊乘』の考證に

此據寰宇記。鄒平志云伏生墓在縣東北十八里。按、

水經注漯水又東北逕東朝陽縣故城南、又東逕漢徵君伏生墓南、又東逕鄒平縣故城北、又東北逕東鄒城北、是伏生墓在朝陽城東・鄒平城西。漢東朝陽故城在今章邱縣北、而鄒平城元和志・寰宇記諸書皆不言所在。齊乘第四卷鄒平故城在今縣西南、乃唐初置縣之地、本寰宇記、非漢縣城也。今考鄒平縣志、漢梁鄒城在縣北四十里孫家鎮、接齊東縣界。又濟南府志齊東縣東南有梁鄒鄉、漢梁鄒城地、蓋即鄒平之誤耳。後魏書地形志東平原郡臨濟下有鄒平城・建信城、建信亦水經注漯水所逕、廢縣在高苑故狄城西北五十里。而東鄒在今青城縣界、則鄒平城在齊東縣境無疑。伏生墓鄒注敘于鄒平故城西、而今墓處其東南、非古漯水所逕矣。原其致誤之由、蓋以伏生濟南人、今墓西隋開皇中當置濟南縣、因附會徵君邱壟、不知其與水經注違異也。當以寰宇記在朝陽城東五里者爲是。

此れ寰宇記に據る。鄒平志に云ふ伏生墓 縣東北十八里に在り、と。按ずるに、水經注に漯水又た東北のかた東朝陽縣故城の南を逕、又た東のかた漢徵君伏生墓の南を逕、又た東のかた鄒平縣故城の北を逕、又た東北のかた東鄒城の北を逕、是れ伏生墓 朝陽

城の東・鄒平城の西に在り。漢の東朝陽故城今の

章邱縣の北に在るも、鄒平城・元和志・寰宇記諸書

皆な在る所を言わず。齊乘第四卷鄒平故城今縣の

西南に在り、乃ち唐初縣を置くの地、寰宇記に本

づく、漢の縣城に非ざるなり。今鄒平縣志を考ふ

るに、漢の梁鄒城縣北四十里孫家鎮に在り、齊東

縣界に接す。又た濟南府志齊東縣東南に梁鄒鄉有り、

漢の梁鄒城地、蓋し即ち鄒平の誤りなるのみ。後

魏書地形志東平原郡臨濟下に鄒平城・建信城有り、

建信も亦た水經注潔水の逕る所、廢縣高苑故狄城

の西北五十里に在り。而るに東鄒今青城縣界に在

り、則ち鄒平城の齊東縣境に在るは疑ひ無し。伏

生墓鄒注鄒平故城西に敘し、而かるに今墓其の東

南に處る、古潔水の逕る所に非ず。其の誤を致すの

由を原ぬるに、蓋し伏生濟南人たり、今墓西に隋開

皇中嘗て濟南縣を置くを以つて、因りて徵君邱壟を

附會し、其の水經注と違異するを知らざるなり。當

さに寰宇記の朝陽城東五里に在りなる者を以て是と

爲すべし。

『水經注』に言及するものとは異なると周嘉猷はする。

『(民國)齊東縣志』藝文志に引く成啓沆「伏徵君疑塚

辨」は次のように言う。

宋紹聖中縣尉李澣嘗爲作龕記、由來舊矣。自漢迄元

初、若水經寰宇記齊乘諸書言伏生墓者非一、顧未聞

其在祠旁也。元末張起巖作修祠記、忽云有墓。明正

統十四年、知縣石璞率爾修築。國朝康熙三十四年知

縣程素期父子、兩求其墓、皆不獲、第即祠北斷壘、

崇其□□、以木大書、深刻以表之。由是通志縣志皆

踵其訛、以其地爲伏生真墓矣。竊嘗以古書考之、伏

生墓當在潔水之北、東朝陽城東、漢鄒平城西、而今

所云伏生墓、乃在漢鄒平城東南三十里濟水之南、是

疑塚也。……元至正時碑云、旁有道士墓、縣尉王君

命徙之。元時伏子祠實爲道流棲息之所、則道士墓定

亦非一。石君之所築、程君之所表、安知非仍一黃冠

墓耶。

宋紹聖中縣尉李澣嘗爲めに龕記を作る、由來舊し。

漢自り元初に迄るまで、若へば水經寰宇記齊乘の諸

書の伏生墓を言ふ者に非ず、顧つて未だ其の祠旁

に在るを聞かざるなり。元末張起巖修祠記を作るに、

忽ち墓有りと云ふ。明正統十四年、知縣石璞率爾と

して修築す。國朝康熙三十四年知縣程素期父子、兩

たび其の墓を求め、皆な獲ず、第だ祠北に即きて斷壘し、其の□□を崇び、木を以て大書し、深く刻みて以て之れを表するのみ。是れに由りて通志縣志皆な其の訛を踵ぎ、其の地を以て伏生真墓と爲す。竊かに嘗て古書を以て之れを考ふるに、伏生墓當さに深水の北、東朝陽城の東、漢鄒平城の西に在るべし。而るに今云ふ所の伏生墓、乃ち漢鄒平城東南三十里濟水の南に在り、是れ疑塚なり。……元至正の時の碑に云ふ、旁に道士の墓有り、縣尉王君命じて之れを徙す。元時伏子祠實は道流棲息の所爲れば、則ち道士の墓定めて亦た一に非ず。石君の築く所、程君の表する所、安んぞ仍ほ一黃冠墓に非ざるを知らんや。

成啓洸の主張をまとめると、鄒平の伏生墓は『水經注』『太平寰宇記』『齊乘』などに記述される川や城の位置關係がおかしく、もともと道士の墓であったのを伏生の墓と誤認したものであり、鄒平の伏生祠の墓は偽塚であるとする^{一四}。

また『(民國)齊東縣志』藝文志にも「伏生墓考」として引かれる成瓘『窮園日札』「伏徵君墓攷」には、「反復求之、悟鄒平東北者乃祠也、非墓也。宋眞宗咸平時、封伏生爲乘氏伯。既封之則亦必有秩祀。據祠中元人碑言

宋紹聖五年、縣尉李澣龕記尚在。知宋時此地之有祠非訛矣。……則封乘氏伯時、斷未有不知其墓在何處者。知此地之無墓、亦非訛矣。紹聖以後、徽欽繼世、汴社爲墟。鄒平伏徵君祠亦廢爲道觀。元人始據李澣之記、又改爲祠、既復其祠、因傳有墓。(反復して之れを求むるに、鄒平東北なる者は乃ち祠なり、墓に非ざるを悟るなり。宋眞宗咸平時、伏生を封じて乘氏伯と爲す。既に之れを封ずれば則ち亦た必らず秩祀有り。祠中の元人の碑に宋紹聖五年と言ふに據れば、縣尉李澣の龕記尚ほ在り。宋時此の地の祠有るは訛に非ざるを知る。……則ち乘氏伯に封ぜられし時、斷じて未だ其の墓の何れの處に在るを知らざる者有らず。此の地の墓無きを知るも、亦た訛に非ず。紹聖以後、徽欽世を繼ぎ、汴社、墟と爲る。鄒平伏徵君祠も亦た廢れて道觀と爲る。元人始めて李澣の記に據り、又た改めて祠と爲し、既に其の祠を復し、傳に因りて墓有り。)と、もともと祠があり、靖康の變によつて北宋が滅ぶと伏生祠も廢れて、道觀となつたが、元代に祠にもどし、その際に傳承によつて墓が定められたとし、齊東縣を父の成啓瀾・叔父・成啓洸・弟の成琅と四人で訪れ、寄駕塚に伏生の墓を得たとして^{一五}、次のように言う。

塚北廣南狹、實古馬鬣封。附塚東南有小阜如臺、廣

可十餘畝。疑是其饗堂故基。地多敗瓦零甃，黑堅如石，亦決非近代物。徵君在漢尊爲先師，墓制饗堂制。定仿曲阜之制而爲之。可信爲徵君墓者一也。小阜平頂，不科賦稅。問其由來，沿之自古。疑自封乘氏伯時官爲料理，續有所興修。故田無額征，地有積磔。可信爲徵君墓者二也。魏王城既是東朝陽，自城東而徼北，不羸不緇，適符五里，與寰宇記所言毫無抵牾。可信爲徵君墓者三也。魏王城南之千秋嶺，旣爲溧水之隄岸，今登壘望之，千秋嶺從西來，東西橫亘如襟帶然，北抵墓約半里許。與水經注溧水又東逕伏徵君墓南者，毫無抵牾。可信爲徵君墓者四也。魏王城東門之甜水莊，古亦名皇辛莊，似是皇親莊之訛。伏氏在漢世受侯爵爲顯官。男尙公主，女爲貴人，爲皇后。雖後徙東武，而徵君墓在此。豈無居而守墓者。則皇親莊之流傳，安知不有所自。如赫胥氏流傳爲天子墓之類也乎。可信爲徵君之墓者五也。

を爲す。徵君墓爲るを信すべき者の一なり。小阜の平頂，賦税を科せず。其の由來を問ふに、之れを沿すること古へ自りす。疑ふらくは乘氏伯に封ずるの時自り官料理を爲し，續けて興修する所有り。故に田に額征無く，地に積磔有り。徵君墓爲るを信すべき者の二なり。魏王城旣に是れ東朝陽なれば，城自り東にして徼かに北，不羸不緇，適に五里に符し，寰宇記の言ふ所と毫として抵牾爲し。徵君墓爲るを信すべき者の三なり。魏王城南の千秋嶺，旣に溧水の隄岸爲るに，今壘に登りて之れを望めば，千秋嶺西從り來たり，東西に横亘すること襟帶の如く然り，北のかた墓に抵たること約半里許り。水經注溧水又た東のかた伏徵君墓南を逕なる者と，毫として抵牾無し。徵君墓爲るを信すべき者の四なり。魏王城東門の甜水莊，古へ亦た皇辛莊と名いふ，是れ皇親莊の訛の似し。伏氏漢世に在りては侯爵を受けて顯官爲り。男は公主を尙り，女は貴人と爲り，皇后と爲る。後ち東武に徙ると雖も，而かも徵君墓此ここに在り。豈に居りて墓を守る者無からんや。則ち皇親莊の流傳，安にか知る自る所有らざるを。赫胥氏流傳して天子墓と爲るの類の如きなるか。徵君墓爲るを信すべき者の五なり。

成確は文獻上の記述と位置關係がずれることから、鄒平の伏生墓を疑い、齊東縣の寄駕塚を實際に訪問し、いにしへの饗堂の跡らしきおかが東南にあること、そこには賦税がいにしえより課せられていないこと、魏王城すなわち東朝陽から（やや北寄りの）東にちょうど五里の場所に位置しており、『太平寰宇記』の記述と合致すること、いにしへの瀑水の堤が南五里のところを東西に走っており、『水經注』の記述と合致すること、魏王城東門の甜水莊と言う地名が皇親莊の轉訛であり「皇親」とは伏生の漢代の後裔のことを指すこと、という五つの理由を擧げて、寄駕塚こそが伏生のほんとうの墓であるとする。洪頤煊『筠軒文鈔』に載せる「鄒平伏生墓辨」では次のように言う。

漢伏生墓在今鄒平縣東北十八里。白水經注以迄唐宋元明皆無異說。近人撰伏徵君墓考，謂漢鄒平故城在今治西北四十里之孫家鎮，鎮西有寄駕塚，即伏生墓。其說非是。……學者欲明伏墓，必先知朝陽・鄒平兩故城所在，方可定其道里。……今鄒平縣東北之伏墓，即太平寰宇記所稱朝陽故城東之伏墓，特以縣治有遷改，各附相近言之，故所稱地名有不同耳。若以今鄒平縣西北四十里之孫家鎮當鄒平故城，以鎮西之寄駕塚當伏墓，（挾注：前人俱無明文，臆定不可爲據。）

則伏墓在朝陽城之西，其差舛不可通矣。

漢伏生墓 今鄒平縣の東北十八里に在り。水經注自り以て唐宋元明に迄るまで皆な異說無し。近人伏徵君墓考を撰して、漢鄒平故城 今治西北四十里の孫家鎮に在り、鎮西に寄駕塚有り、即はち伏生墓なりと謂ふ。其の説是に非ず。……學者伏墓を明らかにせんと欲すれば、必ず先に朝陽・鄒平兩故城の在る所を知りて、方めて其の道里を定むべし。……今鄒平縣東北の伏墓、即はち太平寰宇記に稱する所の朝陽故城東の伏墓、特だ縣治に遷改有るを以て、各おの相ひ近きに附して之れを言ふ、故に稱する所の地名に同じからざる有るのみ。若し今鄒平縣西北四十里の孫家鎮を以て鄒平故城に當て、鎮西の寄駕塚を以て伏墓に當つれば、（挾注：前人俱もに明文無く、臆定して據と爲すべからず。）則はち伏墓 朝陽城の西に在り、其の差舛通すべからず。

ここでは諸文獻の鄒平の位置關係について考證を進めており、鄒平伏生墓は縣城の遷移によつて各文獻に基準となる地名が異なるだけで、實際は『水經注』などの記述と違わないとする。さらに、次のように續ける。

近人又謂今伏墓在小清河南，是在濟水南，非瀑水北，與水經注不合，其說亦誤。……此皆唐宋時濟水在鄒

平縣南之確證。今從小清河宋元後之改流，反疑伏墓在濟水南，豈非誤乎。余懼後人以僞亂真，不辨伏墓所在，因作此以正之。

近人又た今伏墓 小清河の南に在り，是れ濟水の南に在り，溧水の北に非ず，水經注と合はずと謂ふ，其の説も亦た誤る。……此れ皆な唐宋の時濟水鄒平縣の南に在るの確證なり。今小清河宋元後の改流に従ふに，反つて伏墓 濟水の南に在るを疑ふ，豈に誤に非ざるか。余後人僞を以て真を亂し，伏墓の在る所を辨ぜざるを懼る，因りて此れを作りて以て之れを正す。

ここでは『水經注』の伏生墓と溧水・濟水の位置關係についても，川の流れが變つたことによつて説明できるとし，城・川どちらの位置關係からしても，鄒平の伏生墓がほんとうの墓であるとする。

なお，この洪頤煊「鄒平伏生墓辨」は，孫星衍「建立伏博士始末」に「伏生墓考證」として載せられており，孫星衍説として言及されることもある。

それに對して兪正燮は『癸巳類稿』に載せる「書建立伏博士始末後」に次のように言う。

求伏生墓者，當於魏時溧故渠北，有漢鄒平故城在其東，有東朝陽故城在其西，三證合而後可定也。由今

鄒平城北行，越濟水故渠，至千秋嶺，得故溧渠。循故渠，或決或涸，或納別流，其形相屬，上至今朝城，爲水經東武陽，下至今蒲臺，爲水經馬常坑。千秋嶺西北土城鎮，其北濱河，爲水經崔氏城。又東南循渠，得渠北魏王城。水經注魏泰常七年，安平王所增築者。中有天子墓，則太平寰宇記所云東朝陽城有赫胥氏陵者也。既得東朝陽城確驗，又循渠東行五里，於渠北得大家，元人立泰山神女祠於上，遂名其冢曰寄駕冢，則水經所云溧水自東朝陽東逕伏生墓南，寰宇記所云東朝陽城東五里有伏生墓，齊乘所云伏生墓在東朝陽城東五里者也。又循渠東行，於渠南得孫家鎮，爲漢鄒平故城。案之地里，三證皆合，元于欽以前，皆同此說。乃今者越溧故渠而南，得濟故渠，又越濟故渠而南，得古城曰舊口，南望山色蒼然，坡陀屬於足下。舊口者，所謂漢梁鄒故城也。其城東一里，有元時伏生祠，旁有瀨水才出長白山猶在翠微之間。祠後有小冢，元末張起巖修祠碑，以爲伏生墓，蓋妄說也。其地與漢墓中隔濟溧二渠，不可強合。漢碑已沒，而古書具在。作志乘者牽於元墓，則移古時溧渠北之城於濟渠之南，與故在濟渠南之城相間雜，濟溧二渠之所，在則以爲姑勿深考，而歷城溧水東北三二百里之古蹟，不可復識矣。鄒平成君瓘著翊園日札，詳考水經溧濟

二渠、因以得伏生舊冢、冀伏生子孫復見先人墳墓、不致歲時叩頭他人墓下、盛德事也。

伏生墓を求むる者、魏時に當たりて漯故渠の北にして、漢鄒平故城の其の東に在る有り、東朝陽故城の其の西に在る有り、三證合して後ち定むべきなり。今鄒平城由り北行し、濟水故渠を越えて、千秋嶺に至りて、故漯渠を得。故渠に循ひて、或いは決し或いは涸れ、或いは別流を納れ、其の形相ひ屬き、上は今朝城に至る、水經の東武陽爲り、下は今蒲臺に至る、水經の馬常坑爲り。千秋嶺西北土城鎮、其の北河に濱す、水經の崔氏城爲り。又た東南渠に循ひ、渠北に魏王城を得。水經注の魏泰常七年、安平王の増築する所の者なり。中に天子墓有り、則はち太平寰宇記の云ふ所の東朝陽城に赫胥氏陵有りなる者なり。既に東朝陽城の確驗を得て、又た渠に循ひて東行すること五里、渠北に於いて大冢を得、元人泰山神女祠を上を立てて、遂に其の冢に名づけて寄駕冢と曰ふ、則はち水經に云ふ所の漯水 東朝陽自り東のかた伏生墓南を逕、寰宇記に云ふ所の東朝陽城東五里に伏生墓有り、齊乘に云ふ所の伏生墓東朝陽城東五里に在りなる者なり。又た渠に循ひて東行し、渠南に於いて孫家鎮を得、漢鄒平故城爲り。

之れを地里に案ずるに、三證皆な合す、元于欽以前、皆な此の説に同じ。乃はち今者 漯故渠を越えて南して、濟故渠を得、又た濟故渠を越えて南するに、古城を得て舊口と曰ふ、南望するに山色蒼然たり、坡陀足下に屬く。舊口なる者は、所謂漢梁鄒故城なり。其の城東一里、元時の伏生祠有り、旁に獺水の才めて長白山に出でて猶ほ翠微の間に在る有り。祠後に小冢有り、元末張起巖修祠碑、以て伏生墓と爲すは、蓋し妄説なり。其の地 漢墓と中に濟漯二渠を隔つ、強ひて合すべからず。漢碑已に没するも、古書具に在り。志乘を作る者元墓に牽すれば、則はち古時漯渠北の城を濟渠の南に移し、故より濟渠南に在るの城と相ひ間雜す、濟漯二渠の在る所 則はち以爲へらく姑らく深く考ふる勿きも、而かも歷城 漯水東北二三百里の古蹟、復た識るべからず。鄒平成君瓘 窮園日札を著し、詳らかに水經の漯濟二渠を考へ、因りて以て伏生舊冢を得、冀はくは伏生子孫復た先人の墳墓に見えんことを、歲時に他人の墓下に叩頭を致さざるは、盛徳の事なり。

兪正燮は上に引く成瓘の「伏生墓考」を承けて、齊東の寄駕塚こそが『水經注』『太平寰宇記』の記述を全て満たす場所であり、鄒平の伏生墓は他のだれかの墓である

とする。

上記のように、同治年間の伏生墓の發見以前から、鄒平・齊東の伏生墓の眞偽をめぐつて論争は展開していく。上記の議論のおもな論點は、『水經注』において、東朝陽縣の東から伏生墓の南を漯水が流れ、さらに東に流れて鄒平の北を流れる、と記述されている點である。つまり、伏生墓が漯水の北にあり、鄒平の西と記述されているという點が議論の的となつてゐる。

五、齊東伏生墓發見以後の展開

上に齊東伏生墓發見以前の議論について確認してきた。齊東伏生墓へは、『(民國)齊東縣志』藝文志・叢談・「伏塚疑碑」に疑念が呈されていることは上に述べた。發見後の議論を確認するにあつて、ここで改めて確認してみたい。

此碑字體是唐五代間、效二王書者之餘習、魄力不及唐人。可斷爲五代時立也云云。按此石現存民衆教育館、斷爲兩截、合兩截共高三尺餘、一截有徵君二字、徵君上側書字形不可辨。一截有伏生冢三大字、其字均係楷書不工、其石粗劣凹凸參差、並未加以磨礪。伏生名人、無論何時立碑不應草草。至此相傳、同治間邑人孟繼和、負笈省垣、爲伏生募捐修祠、僞造伏

生碑文、以圖證實。通志所謂孟茂才拓文呈丁撫者、當即係此僞造之物。獨怪丁撫爲何不飭縣查驗、修通志者何至漫無鑒別。或通志所據拓本、碑已久佚、而現存之石、非真跡歟。姑志之以俟知者。

此の碑の字體是れ唐五代の間、二王の書に效ふ者の餘習にして、魄力唐人に及ばず。斷じて五代の時に立つと爲すべきなり云云。按ずるに此の石民衆教育館に現存し、斷ちて兩截と爲る、兩截を合はするに共に高さ三尺餘、一截に徵君二字有り、徵君の上側に字を書すも形辨ずべからず。一截に伏生冢三大字有り、其の字均しく楷書に係りて工ならず、其の石粗劣にして凹凸參差あり、並びに未だに加ふるに磨礪を以てせず。伏生は名人なれば、何時碑を立つるかを論ぜず應さに草草にすべからず。此に至りて相ひ傳ふるに、同治間の邑人孟繼和、笈を省垣に負ひ、伏生の爲に募捐して祠を修せんとし、伏生碑文を僞造し、圖を以て實を證す。通志の所謂孟茂才拓文もて丁撫に呈すなる者は、當さに即ち此の僞造の物に係るべし。獨だ丁撫爲何れぞ縣に飭して查驗せず、通志を修する者何ぞ漫として鑒別する無きに至るやを怪しむ。或いは通志の據る所の拓本、碑已でに久しく佚して、而かも現存の石、真跡に非

ざるか。姑らく之れを志して以て知者を俟たん。

ここで疑念を持たれている點は二點である。

一つは、出土したとされる文字の字形が、唐から五代の間の字體のようであり、また碑石そのものも磨かれておらず、この碑がいつ建てられたのだとしても、伏生のような大人物にこのような粗末な碑が立つはずがないこと。もう一つは、同治年間の邑人の孟繼和が伏生墓の修繕のために碑を偽造したという傳聞があることである。

ここでは必ずしも伏生墓そのものに對して疑念を持たれているわけではないが、いちばんの物的根據となる碑が偽作であるとしている點、輕んじ難い指摘となるう。

つづいて、孫葆田『校經室文集』に載せる「伏生墓攷」を見てみる。「伏生墓攷」には「咸豐五年、黃河東決、冢被沖。光緒二年、土人得斷碣、有文曰徵君伏生冢。於是以其事聞於宮保丁公、公命尚志堂博學士張昭潛往驗得實。（咸豐五年、黃河東決し、冢沖せらる。光緒二年、土人斷碣を得、文有りて曰く徵君伏生冢と。是に於いて其の事を以て宮保丁公に聞こえ、公尚志堂博學士張昭に命じて潛かに往きて驗して實を得さしむ。）とあり、また「今年夏、邑人復以立祠事請諸學使裕公、公以詢葆田、葆田徵諸張君、乃得其詳如此。（今年夏、邑人復た祠を立つるの事を以て諸を學使裕公に請ふ、公以て葆田に詢

るに、葆田諸れを張君に徵して、乃はち其の詳を得ること此の如し。」と、孫葆田は山東提學使の裕公^{二六}に伏生祠を建立することを諮問され、丁寶楨に命じられて齊東伏生墓の實查をした張昭に聞き取りを行っている。まずはその張昭の言葉を確認したい。

乃爲說曰、……然則俗所謂寄駕冢者、其爲伏生冢無疑。冢高一丈八尺、闊倍之。正南有平沙、土人掘之、往往得螺殼。水經注所謂漯水逕墓南者、此其故道矣。……又曰、嘉慶間、嘉定時銘來爲邑宰。銘故淹雅士、下車後、周閱境內、即知寄駕冢爲伏生冢、欲爲立祠、不果。今墓碑徵君上尚有餘字、字形莫辨。其他古碣尚多。初、冢旁多汗田、鄉人墾之、有不起科者、及古碣出、則相詫曰、吾田伏生祭田也。伏生子孫而在、且奪我田。於是毀諸碣殆盡。其徵君伏生冢石已斷爲二、爲廩生孟繼和所得云云。……聞孟繼和以此事思聚斂得財、爲邑人所惡、故當日立祠事卒不果。乃はち（張昭）説を爲して曰く、……然らば則はち俗に所謂寄駕冢なる者は、其の伏生冢爲るは疑ひ無し。冢高一丈八尺、闊之れに倍す。正南に平沙有り、土人之れを掘るに、往往にして螺殼を得。水經注の所謂漯水墓南を逕なる者は、此れ其の故道なり。……又た曰く、嘉慶間、嘉定の時銘來たりて邑

宰と爲る。銘故より淹雅の士、下車の後、境内を周
閱し、即ち寄駕冢の伏生冢爲るを知り、爲めに祠
を立てんと欲するも、果たさず。今墓碑徵君の上尚
ほ餘字有り、字形辨ずる莫し。其の他の古碣尚ほ多
し。初め、冢旁汗田多く、郷人之れを壑して、起
科せざる者有り、古碣出づるに及び、則ち相ひ詫
げて曰く、吾が田伏生の祭田なり。伏生子孫にし
て在り、且さに我が田を奪はんとす。是に於いて諸
碣を毀ちて殆んど盡く。其の徵君伏生冢石已に斷じ
て二と爲り、廩生孟繼和の得る所と爲る云云。……
聞くならく孟繼和此の事を以て聚斂して財を得ん
と思ひ、邑人の惡む所と爲る、故に當日立祠の事卒
ひに果たさず。

張昭の言葉によれば、齊東伏生墓の南には砂原があり、
そこを掘るとタニシの殻が出てき、また古碑が出現した
ことにより、課税されていなかった土地を伏生の祭田と
相い告げたこと、廩生の孟繼和が斷碑を得たこと、また
孟繼和は伏生のことにかこつけて蓄財をしようとし邑人
に嫌われたため、當時伏生祠を建立することができな
かった、ということがわかる。

この張昭の言葉を承けて、孫葆田は次のように言う。

孫葆田曰、伏生墓之爲寄駕冢、不知始於何時。或者

因華寄食封朝陽，故以訛傳訛與。又或即棘下二字之
轉音與。予攷一統志，於伏生墓引寰宇記，謂在章丘
縣朝陽故城東五里，又云鄒平東北十八里亦有墓，獨
未據水經注溧水逕漢徵君伏生墓南以正之。今得張君
目驗乃明。又案水經注於此文下，又言溧水又東逕鄒
平縣故城北，一統志謂鄒平故城在今鄒平縣北，又引
舊志謂故城在今縣北孫家鎮，去齊東縣東南四十里，
則溧水之先逕伏生墓南，後逕鄒平故城可知，安得以
今鄒平東後人所立土冢爲伏生墓乎。張君又記冢旁所
得石碣，多門人誄詞，有博士伏夫子詩石・傳經伏夫
子詩石各一。又一石云，悲哉伏夫子，保我漢家邦，
石灰拭兩目，千秋痛斷腸。張君謂，石灰拭目，可補
史傳之缺。予謂詞近鄙俚，殆出後人所爲，使果爲伏
生門人誄詞，則是蘇李以前，已有此五言矣。是皆可
以不辨。……今伏生墓出於齊東，有碑碣可徵。又案
之水經注・元和郡縣志・太平寰宇記與欽定一統志，
無不一一相符。而考證乃第據山東通志謂鄒平故城在
今鄒平縣東北境，遂以鄒平縣東北之伏墓爲即太平寰
宇記所稱朝陽故城東之伏墓，斯真可謂臆說難據，獨
惜不能起前賢於九原而正之耳。

孫葆田曰く、伏生墓の寄駕冢と爲るは、何時に始ま
るやを知らず。或者いは華寄朝陽を食封とするに

因るの、故に訛を以て訛を傳ふるか。又た或いは即ち棘下二字の轉音か。予一統志を攷ふるに、伏生墓に於いて寔字記を引きて、章丘縣朝陽故城東五里に在りと謂ひ、又た鄒平東北十八里も亦た墓有りと云ひ、獨だ未だ水經注 潔水 漢徵君伏生墓の南を逕に據りて以て之れを正さず。今 張君の目驗するを得て乃ち明らかなり。又た案ずるに水經注 此の文の下に於いて、又た潔水又た東のかた鄒平縣故城の北を逕と言ひ、一統志に鄒平故城 今鄒平縣の北に在りと謂ひ、又た舊志を引きて故城 今縣北孫家鎮に在り、齊東縣を去ること東南四十里と謂へば、則ち潔水の先に伏生墓の南を逕、後に鄒平故城を逕るは知るべし、安んぞ今鄒平の東の後人立つる所の土冢を以て伏生墓と爲すを得るか。張君又た記すに冢旁に得る所の石碣は、門人の誄詞多く、博士伏夫子詩石・傳經伏夫子詩石各おの一有り。又た一石に云ふ、悲しき哉伏夫子、我が漢家の邦を保ち、石灰もて兩目を拭ふ、千秋痛く斷腸、と。張君謂ふ、石灰もて目を拭ふ、史傳の缺を補ふべし、と。予謂へらく詞は鄙俚に近く、殆んど後人の爲す所に出づ、使し果たして伏生門人の誄詞爲れば、則ち是れ蘇李以前に、已に此の五言有り。是れ皆な以て辨ぜざ

るべし。……今伏生墓 齊東に出で、碑碣の徴すべき有り。又た之れを水經注・元和郡縣志・太平寰宇記と欽定一統志とに案ずるに、一一として相ひ符せざる無し。而して考證乃ち第だ山東通志に據りて鄒平故城は今鄒平縣東北の境に在りと謂ひ、遂に鄒平縣東北の伏墓を以て太平寰宇記に稱する所の朝陽故城の東の伏墓に即くと爲す、斯れ真に臆説にして據り難しと謂ふべし、獨り前賢を九原に起こして之れを正すこと能はざるを惜しむのみ。

孫葆田は、張昭の言葉と、碑という物證、また上でも見てきた城と川との位置關係の議論に基づき、齊東伏生墓を眞墓としている。

ところで、話題の中心でもある『水經注』については、清末民初に『水經注疏』がものされている。伏生墓について、『水經注疏』では熊會貞は次のように説く。

會貞按寔字記、伏生塚在臨濟縣朝陽故城東五里。齊乘同、即此注所指也。當在今章丘縣之東北、鄒平縣之西北。孫星衍作伏生墓考、主鄒平東北十八里之說、未核。

會貞按ずるに寔字記、伏生塚 臨濟縣朝陽故城東五里に在り。齊乘同じ、即ち此の注の指す所なり。當さに今の章丘縣の東北、鄒平縣の西北に在るべし。

孫星衍 伏生墓考を作り、鄒平東北十八里の説を主とす、未だ核たらず。

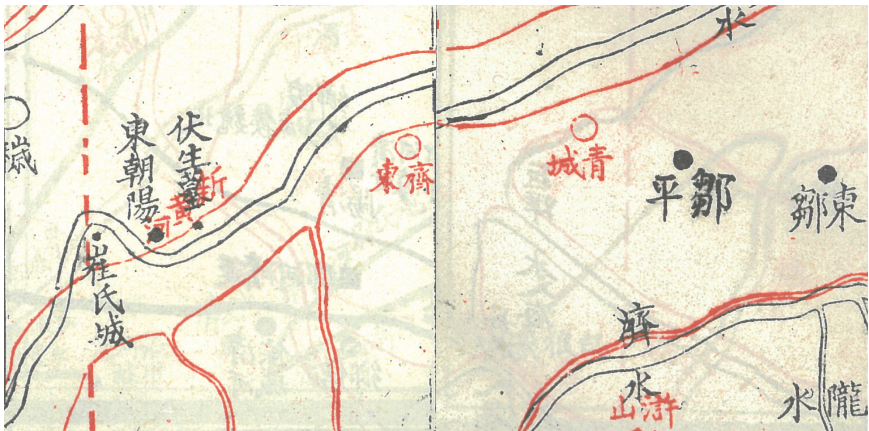
熊會貞は鄒平伏生墓を正しくないとす。また、楊守敬『水經注圖』では、圖のように伏生墓を記述しており、齊東伏生墓を主とする。

六、鄒平齊東兩伏生墓の疑念

上のようにどのような議論が行われてきたかを見てきたが、鄒平伏生墓は由緒古いが位置關係において根據が怪しく、また齊東伏生墓は位置關係においては良さそうであるが発見されたのが近代であり、その発見の経緯にも疑念がある、ということである。どちらの伏生墓にも一定の根據があり、一定の疑念があるということであり、眞偽を容易に決することはできない。

最後にここまでの議論を踏まえて、鄒平の兩伏生墓について簡単に考察を加えたい。

まずは、その位置關係について考えてみる。鄒平・齊東の伏生墓のどちらかがほんとうの伏生墓であるとした場合、やはり齊東の伏生墓に長がありそうである。しかし鄒平の伏生墓は「伏生故里」としてその由來は古く、明代にはその一帯を伏生郷と言っていた¹⁶⁾。ところで、『太平寰宇記』を確認してみると、伏生に關する地名が



『水經注圖』

山東には他にも見受けられ、須城縣には「伏生城」、陽穀縣には「故伏城」とあり^{一八}、同じく山東であるとはいへ、鄒平・齊東以外にもその足跡が見られる。つまり、その名前が冠せられているゆかり（があるとされている）の地がある。鄒平伏生墓は他の鄒平のゆかりの地と同じか、それ以上に、伏生とゆかりのある地であることは疑うべくもなからう。

つぎに、齊東の伏生墓碑の疑念について考えてみたい。孟繼和の悪名については考えるべくもないが、その碑についてはいささか考察が可能である。「伏塚疑碑」には、字形が稚拙な楷書であり、碑石が磨かれていないことが偽碑である理由とされていたが、これは民國の價值觀による判断と言える。また碑石の年代がわからないということは、（斷碑とはいへ）その碑を建てた年月や書寫者の名が記されていないかと考えてよからう。

ところで、繆荃孫『藝風堂金石文字目』^{一九}東魏に「漢伏生冢題字（正書）」と記される。繆荃孫が東魏と判断した「漢伏生冢題字」であるが、鄒平の伏生祠の最も古い碑は宋の李澣の龕記であり、東魏にまで遡るものはない。そもそも繆荃孫が東魏と判断した根拠は、おそらくは『水經注』が東魏に著されたことと考えられるが、ただそれのみで目撃したはずの拓本を、東魏と判断したと

いうことは考えづらい。やはりその拓本が東魏の風格を示していたと考えることが自然であろう。

その東魏の風格というのは、いわゆる「北碑」の系譜を繼ぐものであり、阮元が『擘經室集』「南北書派論」に「北朝族望質樸，不尚風流，拘守舊法，罕肯通變，惟是遭時離亂，體格猥拙，然其筆法勁正適秀，往往畫石出鋒，猶如漢隸。其書碑誌，不署書者之名。即此一端，亦守漢法。（北朝の族望質樸にして、風流を尚ばず、舊法を拘守し、肯へて通變すること罕なり、惟だ是れ時の離亂に遭ひ、體格猥拙なるも、然れども其の筆法勁正にして適秀、往往にして畫石出鋒を出だし、猶ほ漢隸の如し。其の碑誌を書すに、書する者の名を署さず。即ち此の一端も、亦た漢法を守る。）」と説くように、必ずしも近代的書法からすれば巧みなものとはいえず、また北碑の拓本や原石をみて知れるように、その碑石は必ずしもその碑面をきれいに磨き上げたものではなく、すくなくからぬ凹凸が残されている。また碑石に紀年も書寫者の名がなく、これは、「伏塚疑碑」に示された、特徴と一致する。

つまり、繆荃孫が東魏と判断した「漢伏生冢題字」は、東魏の風格を備えていたものであり、おそらくは齊東伏生墓から出現した石碑の拓本と考えることができそうである。

おわりに、

以上のことから、鄒平・齊東の兩伏生墓のどちらかが眞の伏生墓である、という前提に立つて兩者の關係を考えると、やはり齊東の伏生墓が眞墓であり、鄒平の伏生祠墓は伏生の故郷に作られた伏生の祠とそれに付随する衣冠墓として考えることが穩當であるように思われる。

ただし、それは鄒平伏生墓に價値がないというのは異なる。例えば三國呉の魯肅の墓が現在では丹陽・鎮江・武漢・岳陽の四ヶ所に存在しているように、その功業を傳える地には、衣冠墓が作られる。それと同様に、儒學上の大人物である伏生の功業を鄒平伏生祠墓は傳えてきたのである。

この兩者の伏生祠墓は『尚書』を傳えた伏生の功業を、その墓所と故郷とで、これまでどのように受け繼がれてきたかを、今に傳えるよすがとなっており、どちらの文化的價値も劣るものではないことを述べて、擱筆したい。

附記・・

二〇二三年八月十〜十二日、山東省鄒平市において、第六屆國際《尚書》學學術研討會が行われた。

韓店鎮の鄒平伏生祠・伏生墓は、八月十二日に第六屆國際《尚書》學學術研討會の文化考察において、訪問が

かなった。伏生祠では、揚州大學錢宗武氏を祭主として伏生を祀る祭祀が行われた。

また、魏橋鎮の齊東伏生墓については、八月十二日に揚州大學朱岩氏の按配により、揚州大學劉田田氏およびその父劉金民氏に案内いただいた。また、本草堂醫藥清河五路店を営みながら齊東伏生墓を管理されておられる范廷德氏には突然の訪問にもかかわらず、快く伏生墓に關する説明をしてくださり、資料の撮影も快諾いただいた。茲に特に記して御禮申し上げる。

また、張宗昌については本學准教授滝野正二郎氏にご教授いただき、碑文の入力については本學學部生横井碧



伏生祭祀の場面

氏及び山本夏穂氏の協力を得た。又た茲に御禮申し上げる。



范廷德氏（左）と劉田田氏（右）

注

一 『史記』儒林伝「伏生者、濟南人也。故爲秦博士。孝文帝時、欲求能治尚書者、天下無有、乃聞伏生能治、欲召之。是時伏生年九十餘、老、不能行、於是乃詔太常使掌故朝錯往受之。秦時焚書、伏生壁藏之。其後兵大起、流亡、漢定、伏生求其書、亡數十篇、獨得二十九篇、即以教于齊魯之間。學者由是頗能言尚書、諸山東大師無不涉尚書以教矣。」

二 孫星衍『岱南閣集』卷一「咨請會奏置立伏鄭博士稿」。
三 『鄒平縣志』（山東省鄒平縣地方史志編纂委員會編、中華書局、一九九二年）卷二十二文化・第一節文物・古建築として「伏徵君墓 秦朝博士伏生之墓。位於魏橋鎮寄駕塚村西南、爲漢代墓葬。相傳唐太宗東徵高麗、曾寄駕於此、又易名寄駕塚。墓葬幾經破壞、面目全非、現墓封土直徑45米、殘高2米、有「徵君伏生墓」、「伏生墓序」石碑兩通。1980年定爲縣級重點文物保護單位。」と、また「伏生祠 座落於韓店鄉蘇家莊西、後人爲紀念秦朝博士伏勝、伏勝女及晁錯而建。祠堂3間、雕梁畫棟、磚牆瓦頂。塑像有三、正中伏勝、左晁錯、右伏勝女。壁畫爲晁錯授書圖。祠旁有書院、祠前有碑數通、其中有晁錯親書小篆漢碑。該祠始建無考。1931年（元至順二年）重修、明、清多次修葺、至建國時保存尚完整。「文化大革命」時期、祠堂被毀、伏生後殿辟爲宅院。」と記述する。
四 全國政協、山東省政協文史資料委員會編『土匪軍閥張宗昌』中国文史出版社、一九九一年、一六〇頁。
五 『民國』鄒平縣志「建置攷・學校に「伏生書院在縣北十八里伏生祠內。元至正十五年縣尹陳堃仙人建。」とある。
六 『民國』鄒平縣志「古蹟攷・墳墓・伏生墓に「謹案……、其書院則勑自元、至明萬曆時、朝議撤天下書院、因之而毀。」とあり、天下の書院を廢止したことについて

ては、『明史』神宗紀に「萬曆七年春正月戊辰、詔毀天下書院。」とあり『明神宗實錄』萬曆七年正月戊辰（二十二日）「命毀天下書院。」とある。

七『（民國）鄒平縣志』藝文攷・金石・伏生授經圖碑に「橫碑，高七寸寬二尺。明崇禎中邑尚書張延登倩人募勒入石。……後署督人魏汝清臨吳道子筆。」とある。

八『（民國）鄒平縣志』建置攷・壇廟・伏生祠に「元至順二年縣尹曹叔明重修。」「明正統十四年知縣石璞重修。」「嘉靖九年知縣葉林修并記。」「國朝順治十五年知縣徐政重修。」「順治十七年知縣徐政改祠額曰伏夫子祠。」「康熙三十四年知縣程素期改建并記。」とあり、古蹟攷・墳墓・伏生祠に「嘉慶二十二年丁丑鄒平知縣李文耕重修伏子祠。」とある。

九 田中逸平「伏生墓を弔ふ」、『斯文』三号六卷、一九二一年十二月、六一〜六四頁。

一〇 山東省政府秘書處編『山東古蹟名勝大觀』、一九三三年、山東省政府、一八頁。

二 明代以降、泰山信仰の中心が明代に泰山府君から碧霞元君に移っており、ここで泰山行宮・碧霞元君祠と出てくるものは同一の祠である。石野一晴「泰山娘娘の登場…碧霞元君信仰の源流と明代における展開」（『史料』九三卷四號、史學研究會、五〇六〜五四〇頁）参照。

三 袁家塚子の西に粗大ゴミ置き場があり、現在はそこうち捨てられている。

三 山東省政府秘書處編『山東古蹟名勝大觀』、一九三三年、山東省政府、四〇頁。

四 なお、『（康熙）鄒平縣志』に引く程素期の文には「戊辰歲春下車閱月吏白祀事所詣乃伏夫子墓，至則一堂遺範歸然，所謂墓則弗見也。祀畢詢之，諸生云，墓在祠後，繚垣隔絕。乃出祠外，轉就視之，孤阜半掩荒荆，殘碑荒橫寒隴虛曠寥落四接空烟，如祠棄墓，絕不相屬，人不問墓，悉皆就祠。余竊慨之，因思祠緣墓建，今不見墓，情終未安。懷之八年，吏事蹉跎，未得一洒此意。舊秋兒輩謁伏祠，還亦言，尋墓得之墻外。」とあり、祠から墓まで壁に阻まれて見えないとしており、墓を見つけられなかった譯ではない。

五 成瓘『窮園日札』「伏徵君墓攷」に「既得朝陽城，向東訪之，當即得徵君墓矣。由天子墓東行不遠，得一村曰甜水莊，古名皇辛莊。問其地，則曰魏王城東門外也。自甜水莊東北行，得一塚曰寄駕塚，其塚甚巨。明人築碧霞元君祠於其上。寄駕之名不知所取。碑則明人所刻，謂此地屬鄒平，知其割屬齊東爲時未遠矣。其時訪求者，爲父叔瓘琅四人。快聚樹下，議其有五可信。」とする。

六 光緒十五年より學政の任にあつた裕徳のことか。

一七 『大明一統志』 山東布政司・濟南府・祠廟に「伏生祠。在鄆平縣東北一十八里伏生鄉。祀秦博士伏勝。」とある。

一八 『太平寰宇記』 河南道・鄆州には、須城縣に「伏生城。伏生所居，傳尚書于太常掌故晁錯，因號之。」，陽穀縣に「故伏城。在縣東南三里，蓋伏生所居，因號之。」とあり，またさらに遡ると『元和郡縣圖志』 河南道・鄆州・陽穀縣にも「故伏城，在縣東南二里。蓋伏生所居，因名之。」とある。

一九 『藝風堂金石文字目』 前言「是冬，薄游吳門，遇南匯沈均初（樹鏞）家拓本三千餘種，皆劉燕庭方伯故物，以重值收之。乃發篋衍，登簿籍，去其重複者・破損者・模糊者・造象墓誌之偽造者・摹刻者・無年月亦無官銜地名可考者，按代編目，共得一萬有八百餘種，分爲十八卷，而磚與瓦不預焉。」。